



「1次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイド」 策定の背景

2025年7月2日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室

佐野 勇介



1次データ活用ガイド作成の経緯

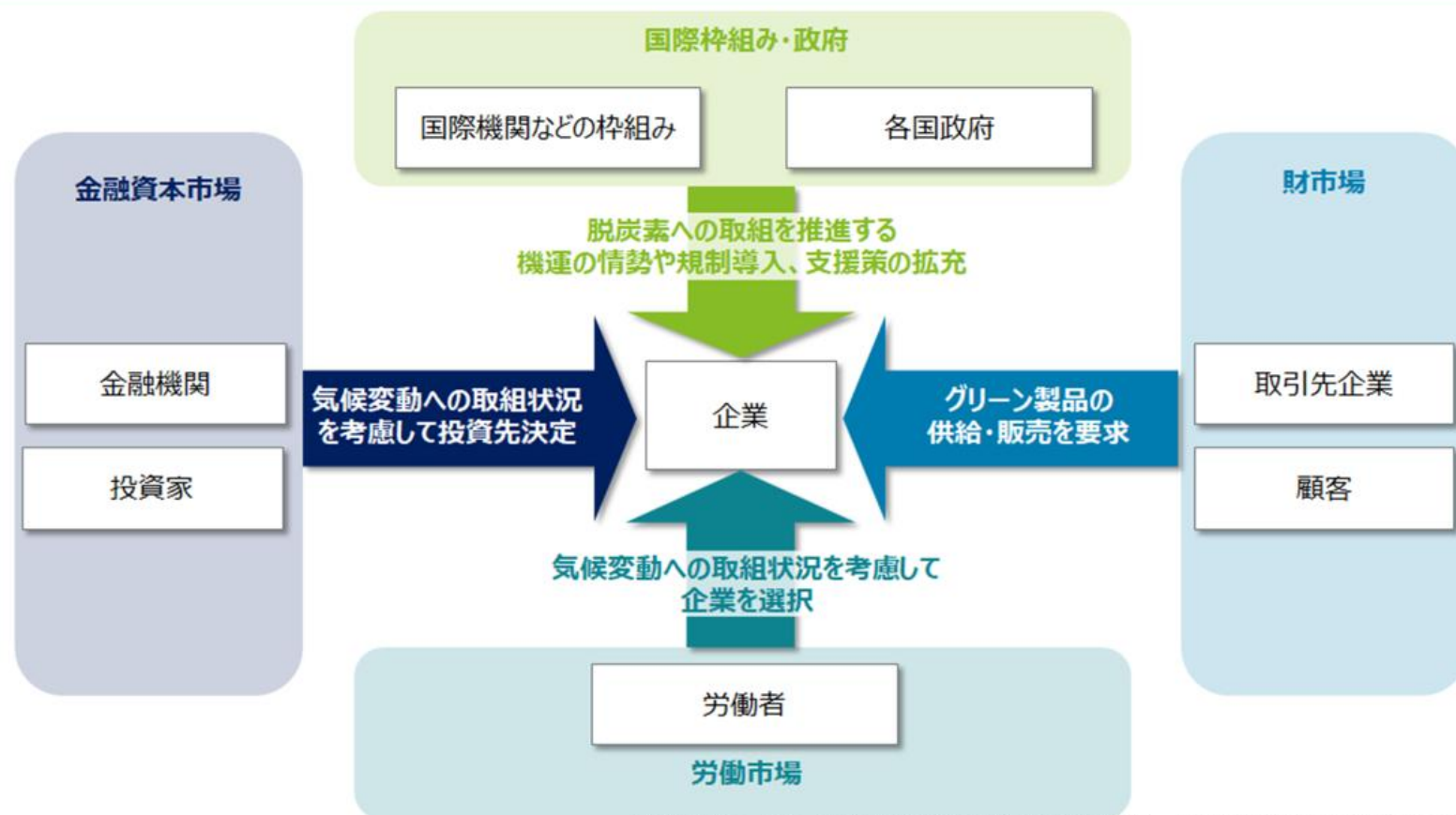
企業を取り巻く環境の変化

国際的枠組み・政府：脱炭素への取組を推進する機運の情勢や規制導入、支援策の拡充。

金融資本市場：気候変動への取組状況を考慮して投資先を決定。

財市場：グリーン製品の供給・販売を要求

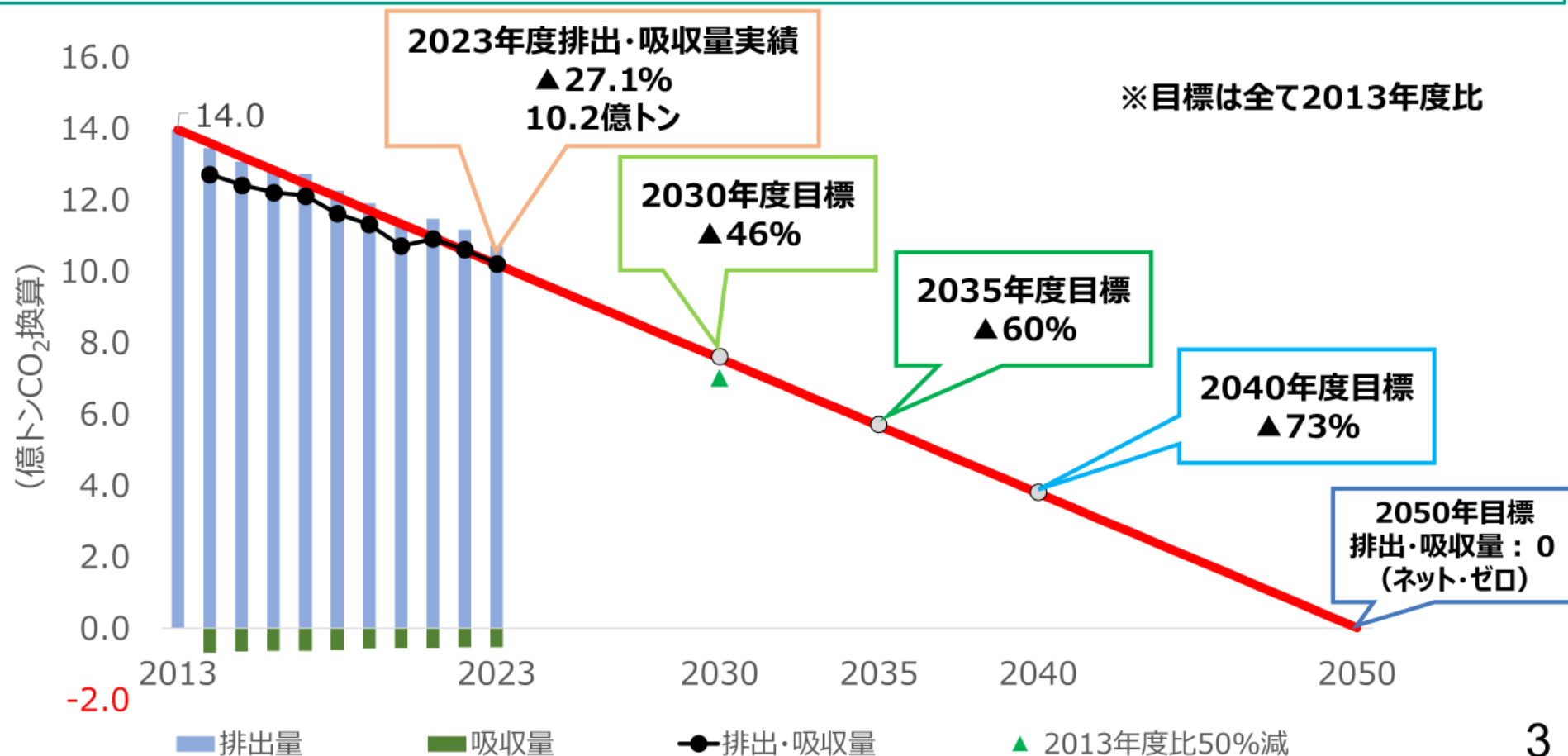
労働市場：気候変動への取組状況を考慮して企業を選択



我が国の排出・吸収量の状況及び新たな削減目標（NDC）



- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 新たな削減目標については、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



地球温暖化対策計画（2025年2月18日閣議決定）に位置付ける主な対策・施策



- 削減目標達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速（地域脱炭素ロードマップ）
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や地方公共団体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル促進**等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

（2）その他の関連する分野横断的な施策（c）事業活動における環境への配慮の促進

● 事業活動における環境への配慮の促進（以下一部抜粋）

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づく事業者の環境情報の公表等を通じ、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動や環境配慮型製品が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を行う。そのために、バリューチェーン全体における情報の開示との比較可能性や信頼性の向上推進のための取組などを進めていく。**特にバリューチェーン全体の脱炭素化を促進するため、Scope3排出量の算定方法の整備等を進める。**一方、生物多様性や循環経済（サーキュラーエコノミー）など、気候変動以外の情報開示の取組が広がりつつあることを踏まえ、企業に過度な負担を与えることなく、分かりやすく適切な開示の在り方についても検討していく。

2. 分野横断的な施策

（2）その他の関連する分野横断的な施策（g）GX市場創出

● GX市場創出（民間企業の調達促進）（以下一部抜粋）

また、我が国全体の排出削減には、排出量が多い企業の排出削減だけではなく、排出量が少ない企業も自社の排出削減のみならずサプライチェーン全体での排出削減に取り組むことが重要である。このため、GXリーグでは、例えば、自社の排出量と比較してサプライチェーン全体での排出量が多い企業について、**Scope1、2に加えてScope3（特に上流部分）の排出削減目標を設定し、その達成のために、GX製品・サービスの積極調達を行うことや、サプライチェーン上の中小企業の排出削減への取組を支援することを奨励するなど、サプライチェーン全体での排出削減を促進するための仕組みを検討し、GX製品・サービスが積極的に選ばれる市場の創出に向けた機運醸成を進めていく。**

サプライチェーン全体での脱炭素化の動き

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）。



○の数字はScope 3のカテゴリ

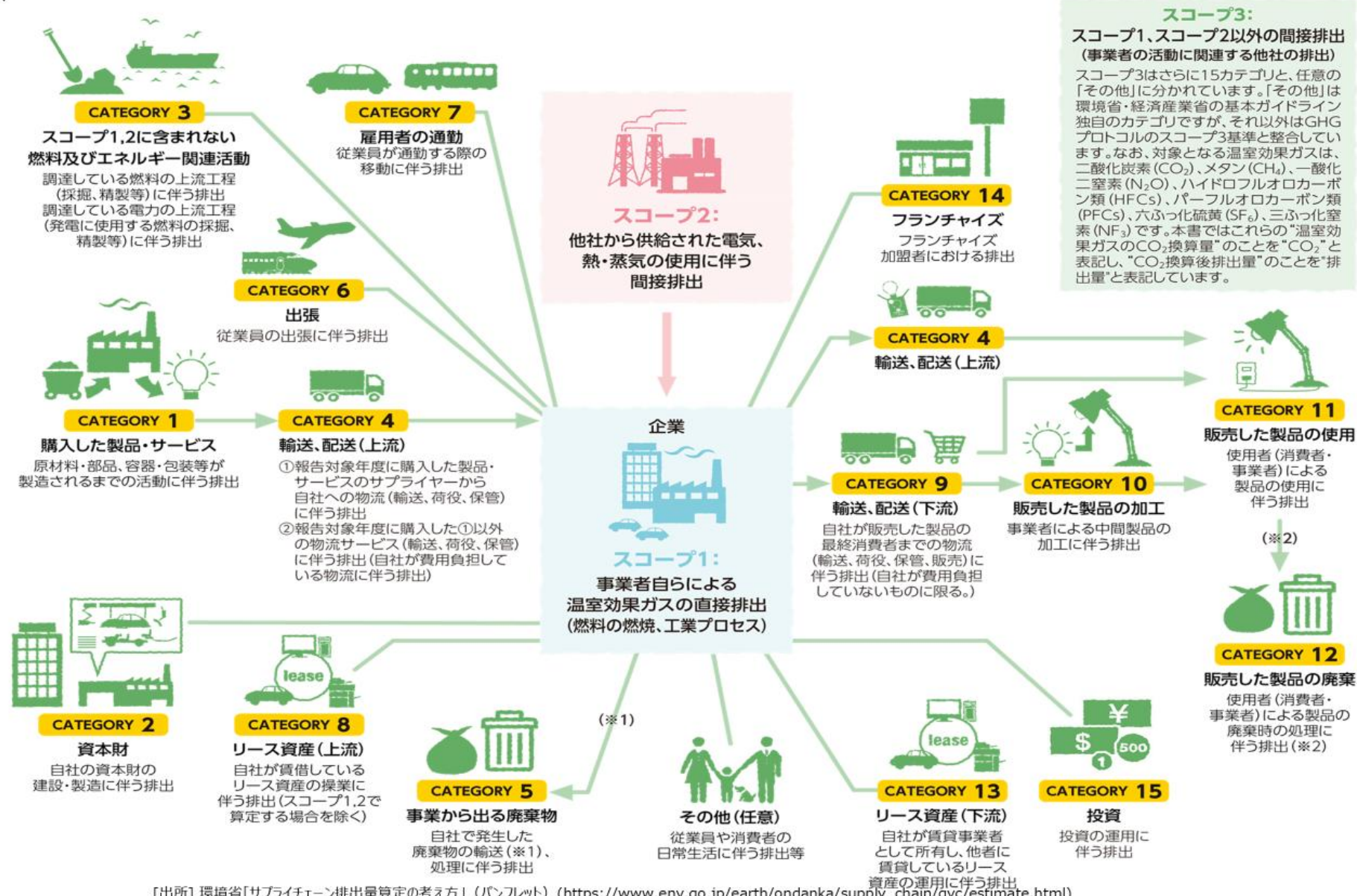
Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**

Scope3の15のカテゴリ分類



IFRS サステナビリティ開示基準(S1,S2)



- IFRS財団は2021年11月3日、投資家等のニーズに応えるため、国際開示基準を策定するISSBを設立
- 2023年6月、ISSBはIFRSサステナビリティ開示基準（S1：サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項、S2：気候関連開示）を公開。
- S1,S2両基準は、2024年1月より適用が開始され、IFRS財団は各国の規制当局に対しその適用を推奨。推奨に従い、各国規制当局が両基準をベースラインとしたサステナビリティ開示規則を構築することが想定され、企業は属する国・地域の規則に沿った開示が要求される。

ISSBの設立と目的

- ✓ 設立経緯：IFRS財団の評議員会は2021年11月3日 COP26において、ISSB（国際持続可能性基準委員会）の設立を発表
- ✓ 目的：企業のサステナビリティ開示の一貫性と、比較可能性を向上させるため、気候変動リスク等のESG情報開示の国際基準策定を目指す

【組織体制】



出所：TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド 2022年度版～

S1 サステナビリティ関連財務情報開示の一般要求事項



企業価値の評価上重要な全てのサステナビリティ関連リスク・機会の開示を要求

- TCFD提言に基づき、4つのコアコンピタンス（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に従ったサステナビリティ開示を要求
- 気候関連（S2）以外の重要性のあるサステナビリティ関連リスクに関しても開示を要求

S2 気候関連開示

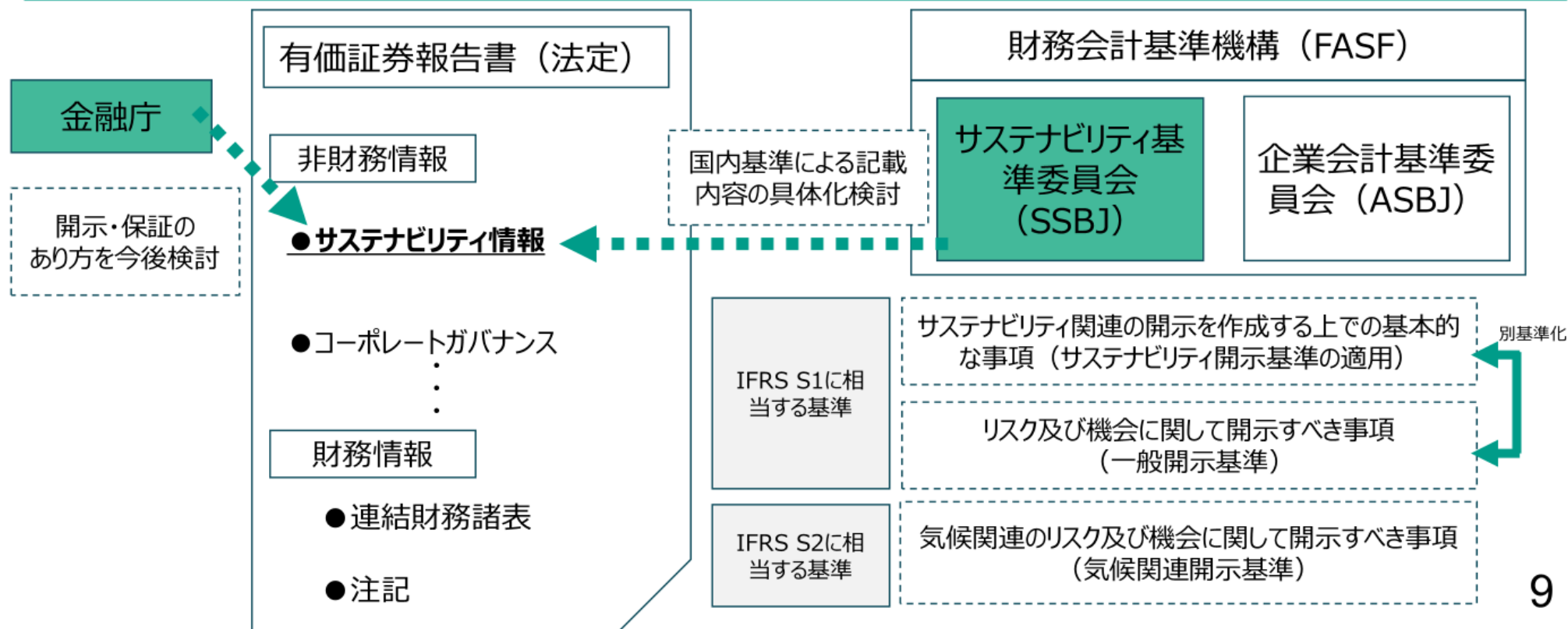


企業価値の評価上重要な気候関連リスク・機会の開示を要求

- シナリオ分析の前提/実施方法の詳細、スコープ3排出量の開示、カーボンオフセットの詳細な使用状況など、TCFDに比して、より高度で詳細な情報開示を要求

日本におけるサステナビリティ開示を巡る動向

- 金融庁では、内閣府令改正により有価証券報告書において、**サステナビリティ情報の「記載欄」**を新設。
- 2023年1月より、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、ISSBのIFRS1号、S2号に相当する国内基準の開発を開始。2025年3月5日に確定基準を公表。
- 有価証券報告書における、SSBJによる国内基準の適用範囲等については、**金融庁のサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**において議論中。特に保証の範囲や担い手等については、2025年1月に専門グループを立ち上げ、議論を開始。



GHGプロトコルの算定・報告基準の採用状況



- GHGプロトコルは温室効果ガス排出量の算定・報告のデファクトスタンダードとなっている。TCFD・CDP・SBTi・RE100・PCAF・IFRS等では、GHGプロトコルを算定・報告基準として採用している。

GHGプロトコル 算定・報告基準として採用	略称	概要
	TCFD※	G20財務大臣・中央銀行総裁の要請を受け、金融安定理事会（FSB）の下に2015年に設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」。 TCFDは2017年に最終報告書を公表し、気候変動関連リスク・機会について「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」という4つの観点から情報開示を行うことを企業等に求めている。
	CDP	2000年に発足した国際NGO。各種プログラムを通じ、企業や自治体等に対して自らの環境影響の開示を求める。
	SBTi	企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ。
	RE100	企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。
	PCAF	金融機関が自らの投融資に係る温室効果ガス排出量を算定・報告する手法を開発する国際的なパートナーシップ。「The Global GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry」を2020年に発行した。
	IFRS (ISSB)	2023年6月、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、サステナビリティ関連情報の開示基準であるIFRS基準（全般的要求事項を規定したS1号、気候関連基準を規定したS2号で構成）を公表した。S2号は企業に対し、GHGプロトコルに基づいたScope3排出量の算定・開示を要求。

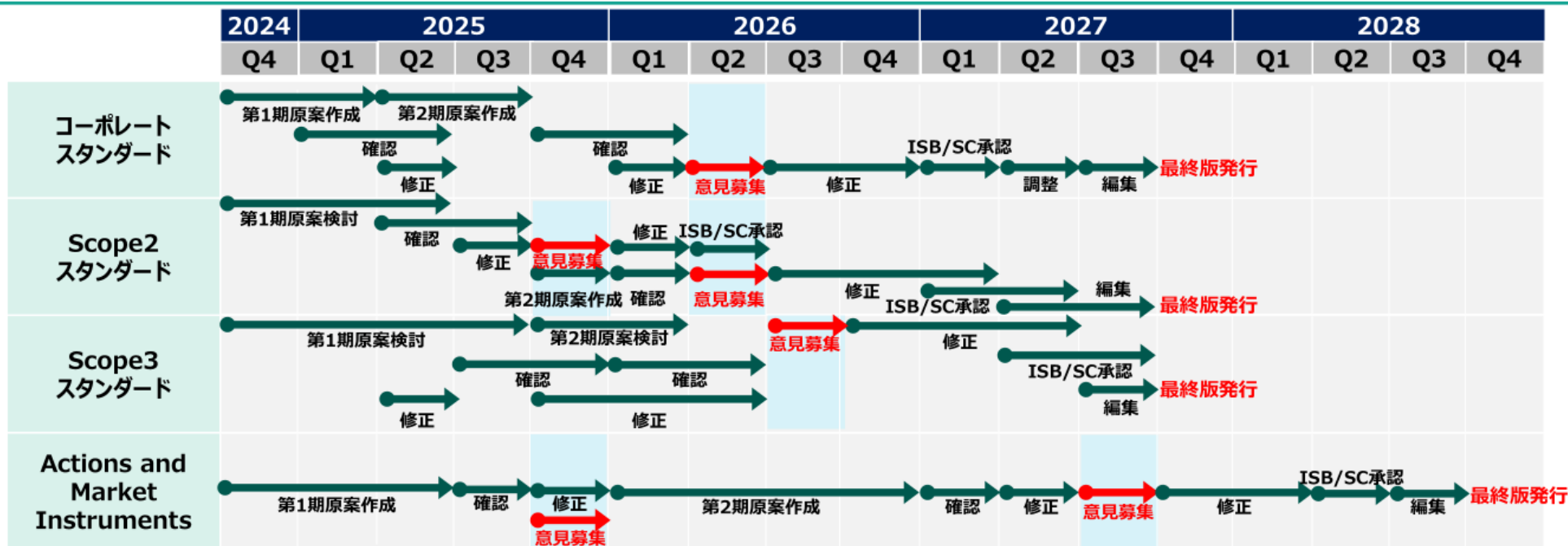
※2024年よりTCFDの企業の気候関連情報開示の進捗を監視する業務がISSBに引き継がれた。

出所) <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/07/foundation-welcomes-tcf-d-responsibilities-from-2024/>

GHGプロトコルの動向



- GHGプロトコル事務局は、組織のGHG算定（Scope 1～3）に関するガイダンスの見直しを行うため、2022年11月～2023年3月に現行基準に対する意見を募集。2024年に基準策定・改訂に関わる新たな体制を構築し、Technical Working Groupにおいて原案の作成作業を開始。
- コーポレート基準やScope2、Scope3に関する基準については2026年に改定草案を公開し、パブコメを踏まえ、2027年に改定版を公表する予定となっている。
- Scope 1～3のカテゴリの再分類、1時間単位証書の採用、Scope3算定の義務化等が議論されている



出所) 以下のGHGプロトコル事務局公表資料より環境省作成(閲覧日: 2025年1月30日)

"Corporate Accounting and Reporting Standard(Corporate Standard), Third Edition Standard Development Plan (Version 1.0)" (2024年12月20日) p.12-13 (<https://ghgprotocol.org/sites/default/files/2025-01/CS-SDP-20241220.pdf>)

"Scope 2 Standard, Second Edition Standard Development Plan (Version 1.0)" (2024年12月20日) p.12-13 (<https://ghgprotocol.org/sites/default/files/2025-01/S2-SDP-20241220.pdf>)

"Scope 3 Standard (Corporate Value Chain Accounting and Reporting Standard), Second Edition Standard Development Plan (Version 1.0)" (2024年12月20日) p.13

(<https://ghgprotocol.org/sites/default/files/2025-01/S3-SDP-20241220.pdf>)

"GHG Accounting and Reporting on the Impacts of Actions and Market Instruments, Standard Development Plan (Version 1.0)" (2024年12月20日) p.9 (<https://ghgprotocol.org/sites/default/files/2025-01/AMI-SDP-20241220.pdf>)

1 次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイド



- 事業者の排出削減努力を反映する目的とした1次データの活用ガイドラインを作成し、2025年3月末に公表
Scope3のカテゴリ1に焦点を絞り、算定事業者がサプライヤーから入手した1次データ(※)を用いて、Scope3算定にどう反映させていくかに関する方法論について整理 (※)ここではサプライヤーから直接入手したデータを1次データとしている

1 次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイド
- 「削減努力が反映されるScope3排出量算定」へ -
(Ver1.0)



第1章 はじめに

本ガイドの背景と目的、想定する読み手と使い方、位置づけや対象範囲について説明しています。

第2章 用語の定義

本ガイドで使用する用語の定義を説明しています。

第3章 1次データを活用した排出量算定の重要性

ネットゼロ達成に向けて、1次データを活用したScope3排出量算定がなぜ重要なのかを、2次データを利用した算定方式の課題も交えて説明しています。

第4章 1次データを活用した排出量算定の考え方

Scope3排出量算定で活用できる1次データの定義や、どのような場合に1次データの活用を検討すべきか、1次データの種類（製品ベース排出量データ、組織ベース排出量データ）等を説明しています。

第5章 1次データを活用した排出量算定の具体的な手順

1次データの種類（製品ベース排出量データ、組織ベース排出量データ）ごとに、具体的なScope3排出量算定の手順を説明しています。

第6章 1次データを活用したScope3排出量の保証・検証

1次データを活用したScope3排出量算定の保証・検証を受ける場合の留意点を説明しています。

第7章 1次データ活用に関するQ&A

本ガイドの内容をQ&A形式で説明しています。



Green Value Chain促進ネットワーク会員 第1回 会員交流イベント
「1次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイド」の概要

2025年7月

Green Value Chain促進ネットワーク事務局

「1次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイド」とは

環境省は、本年3月、
CO2排出量の算定においてサプライヤーから直接入手したデータ（「1次データ」）を利用するためのガイドを発刊しました。

環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」HP

測る 01 サプライチェーン排出量算定について 04 排出量算定に関するガイドライン

Scope3排出量を算定するための考え方について紹介をしています。

① サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン

サプライチェーン排出量に関する国際的基準であるGHGプロトコル「Scope3基準」等との整合を図るとともに、国内の実態をふまえて環境省と経済産業省が策定した我が国の基本ガイドラインです。サプライチェーン排出量算定の基本的な考え方と算定方法を紹介しています。

 [Ver.2.7 \(PDF\) <2025年3月リリース>](#)

② 1次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイドー「削減努力が反映されるScope3排出量算定」へー

事業者の排出削減努力が反映されることを目的とし、実測値である1次データを活用した排出量算定に関するガイド

 [Ver.1.0 \(PDF\) <2025年3月リリース>](#)

業種別解説

上述の基本ガイドラインの補完文書として、環境省と各業界団体が策定した業界別の解説書です。業種固有の状況を踏まえ、算定すべき範囲、算定方法、留意事項等について具体例を含めて紹介しています。

記載されている排出原単位は作成当時のものとなっているため、現時点のものに差し替えてご利用ください。

 [セメント製造業 \(PDF/433KB\) <2012年2月リリース>](#)

 [小売業 \(PDF/1.1MB\) <2012年3月リリース>](#)

 [物流業 \(PDF/730KB\) <2013年3月リリース>](#)

 [建設業 \(プレハブ住宅\) \(PDF/830KB\) <2014年3月リリース>](#)

1次データを活用したサプライチェーン排出量算定ガイド - 「削減努力が反映されるScope3排出量算定」へ - (Ver1.0)



2025（令和7）年3月
環境省

「1次データ活用ガイド」の概要

「1次データ活用ガイド」は、サプライチェーン排出量における**1次データの活用がなぜ重要なのかの解説に重点**を置き、**1次データを活用した排出量算定の具体的な考え方・手順**が示されています。

- 第 1 章 はじめに..... 4
 - 1.1 背景と目的 4
 - 1.2 本ガイドで想定する読み手と使い方..... 6
 - 1.3 本ガイドの位置付け 8
 - 1.4 本ガイドの対象範囲..... 11
- 第 2 章 用語の定義 15
- 第 3 章 1 次データを活用した排出量算定の重要性..... 18
 - 3.1 サプライチェーン排出量算定とネットゼロに向けた取組の加速..... 18
 - 3.2 Scope3 排出量の算定方式 21
 - 3.3 2 次データを利用した算定の課題..... 23
 - 3.4 1 次データを活用した排出量算定のメリット 25
- 第 4 章 1 次データを活用した排出量算定の考え方 28
 - 4.1 1 次データの定義..... 28
 - 4.2 どのような場合に 1 次データの活用を検討すべきか 30
 - 4.3 1 次データの種類..... 34
 - 4.4 1 次データの品質..... 44
- 第 5 章 1 次データを活用した排出量算定の具体的な手順 49
 - 5.1 製品ベース排出量データを活用した Scope3 排出量算定 49
 - 5.2 組織ベース排出量データを活用した Scope3 排出量算定 52
 - 5.3 算定結果の開示 56
- 第 6 章 1 次データを活用した Scope3 排出量の保証・検証..... 57
 - 6.1 第三者保証・検証の意義 57
 - 6.2 第三者保証・検証を受ける際の留意点 58
- 第 7 章 1 次データ活用に関する Q&A 59
- 第 8 章 おわりに 64

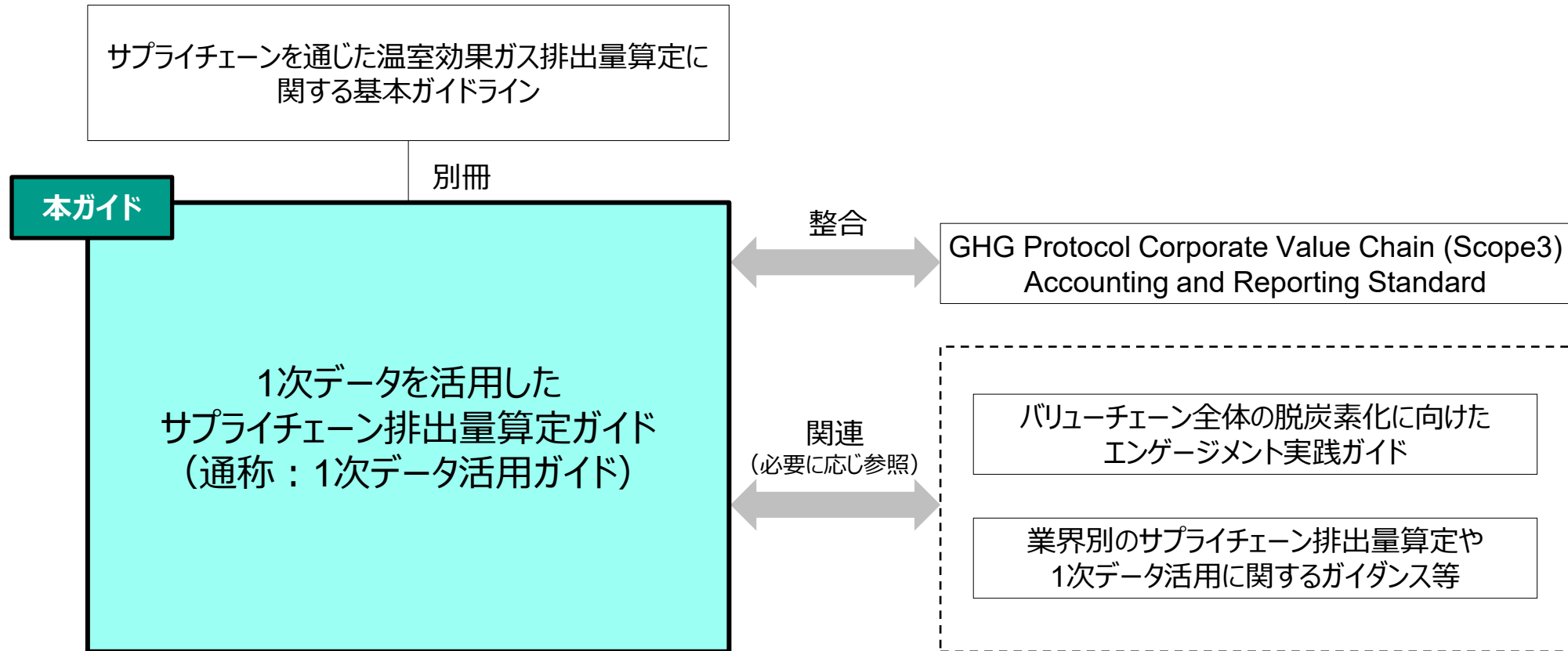
1次データ活用の重要性を算定初心者にも分かりやすいよう丁寧に説明

1次データを活用した排出量算定の具体的な考え方・手順を説明

1次データを活用する場合の、第三者保証を受ける際の留意点を記載

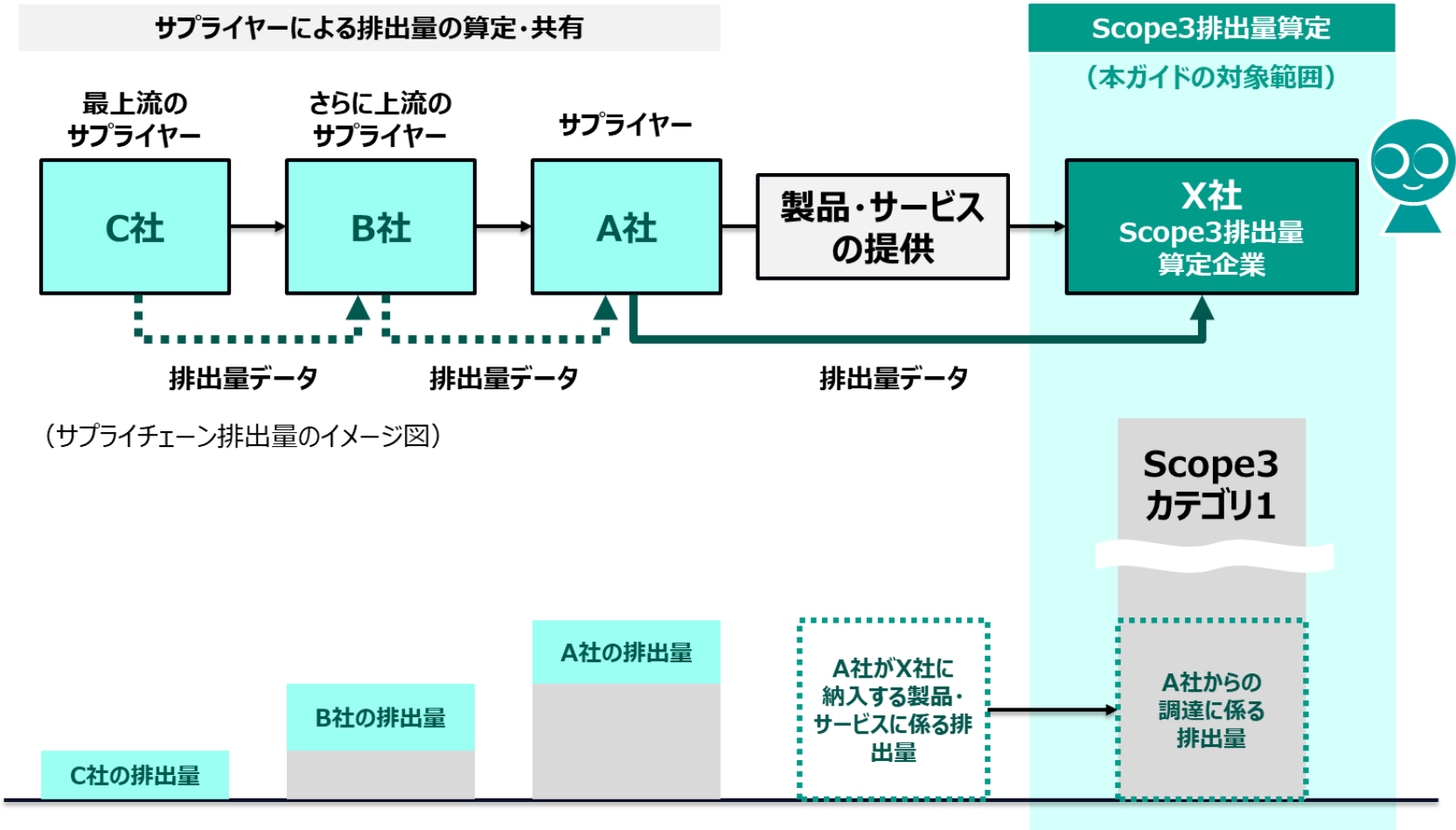
「1次データ活用ガイド」の位置づけ

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」の別冊としての位置づけ。
GHGプロトコルのScope3基準と整合しています。



「1次データ活用ガイド」の対象とする活動

対象とする活動はScope3排出量算定に取り組む企業による1次データ活用です。



「1次データ活用ガイド」の対象とするカテゴリ

ガイドの主な対象は**カテゴリ1（購入した製品・サービス）**。

区分		該当する排出活動（例）
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3	燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5	事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送、処理
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1、2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンス等の運用
	その他（任意）	従業員や消費者の日常生活

本ガイドで解説されている「**1次データ**」とは何かについて御説明します。

Scope3 排出量の算定方式

排出量は通常、活動量×排出原単位の計算式で算定します。

排出量 =

活動量

×

排出原単位

購入した製品の個数や
重量、金額など

活動量あたりの
CO₂排出量

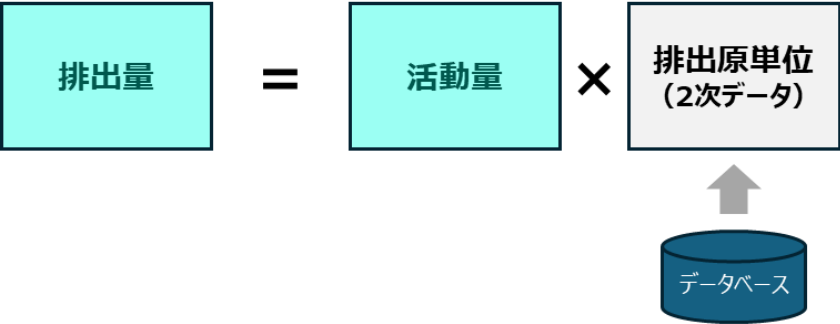
例
カテゴリ1（購入した
製品・サービス）
の場合

- 購入したPCの台数
- 購入したPCの総額
- 0.452 t-CO₂ /台
- 3.37 t-CO₂ /百万円

「1次データ」と「2次データ」

排出原単位には、「1次データ」と「2次データ」があります。

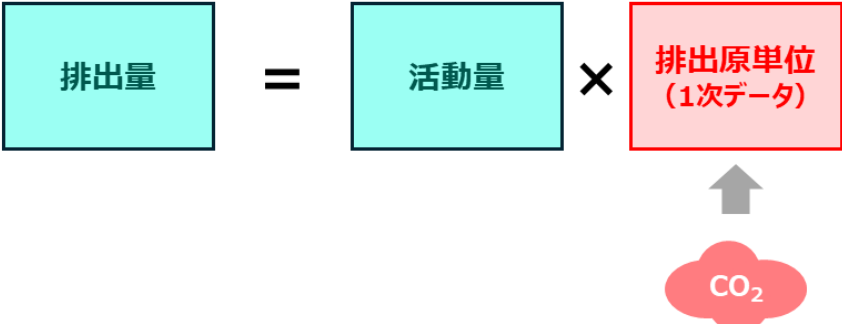
2次データを利用した算定



環境省「排出原単位データベース」
IDEA など

どのサプライヤーでも品目が同じであれば同じ排出原単位となるため、サプライヤーの削減努力が反映されない

1次データを活用した算定



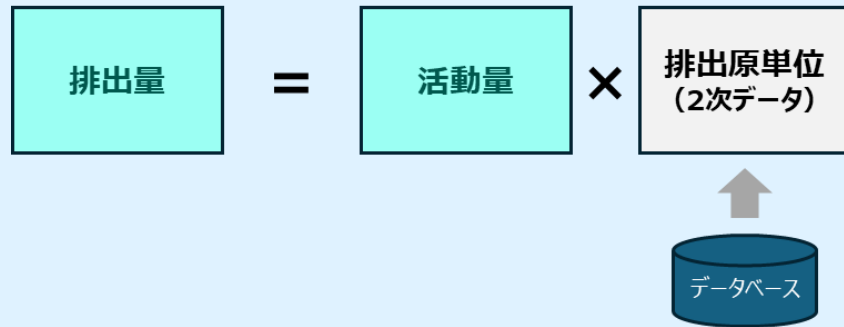
サプライヤーから提供を受けた固有の値

サプライヤーによる削減努力や排出量の少ないサプライヤーへの切り替え等の効果が反映可能

「1次データ」と「2次データ」

「**2次データ**」は、環境省や民間団体からデータベースが提供されています。
排出原単位は、業界平均値やサンプルで、サプライヤーに関係なく**同種の製品であれば同一の値**です。

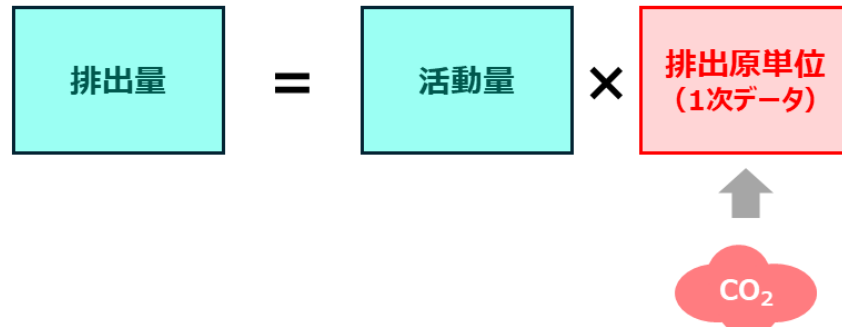
2次データを利用した算定



環境省「排出原単位データベース」
IDEA など

どのサプライヤーでも品目が同じであれば同じ排出原単位となるため、サプライヤーの削減努力が反映されない

1次データを活用した算定



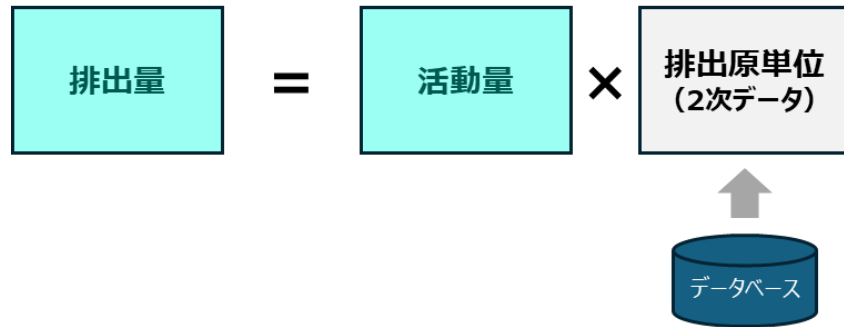
サプライヤーから提供を受けた固有の値

サプライヤーによる削減努力や排出量の少ないサプライヤーへの切り替え等の効果が反映可能

「1次データ」と「2次データ」

一方で、「1次データ」は、サプライヤーから提供を受けた固有の値です。
サプライヤーによる削減努力や排出量の少ないサプライヤーへの切り替え等の効果が反映可能です。

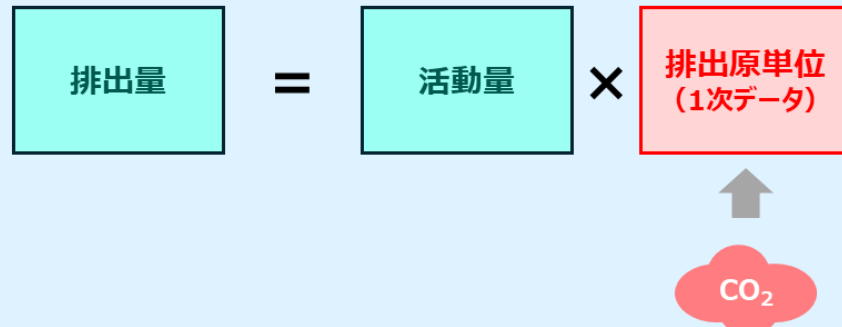
2次データを利用した算定



環境省「排出原単位データベース」
IDEA など

どのサプライヤーでも品目が同じであれば同じ排出原単位となるため、サプライヤーの削減努力が反映されない

1次データを活用した算定



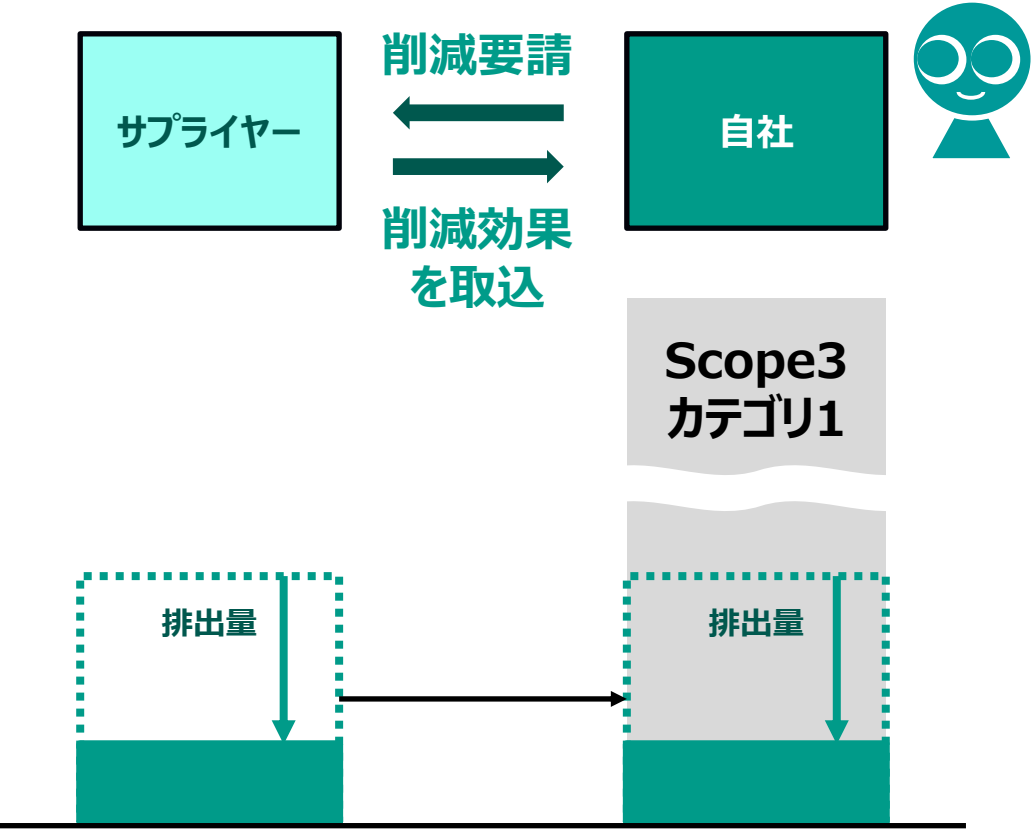
サプライヤーから提供を受けた固有の値

サプライヤーによる削減努力や排出量の少ないサプライヤーへの切り替え等の効果が反映可能

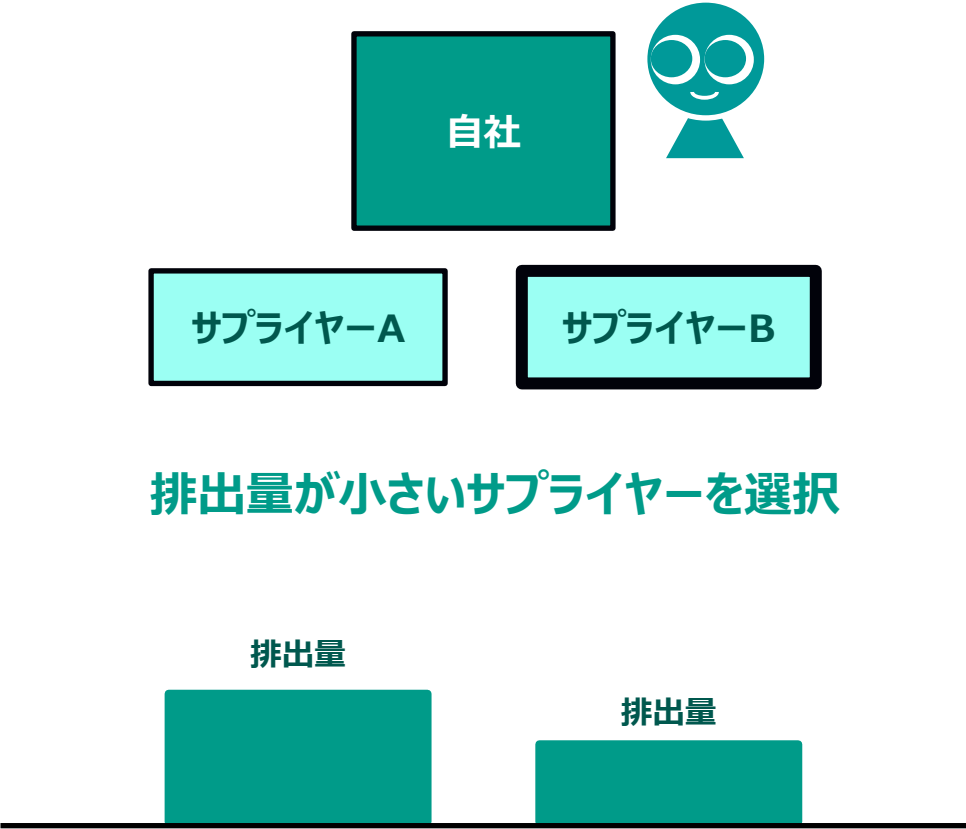
「1次データ」と「2次データ」

1次データの活用が広がれば、**サプライヤーエンゲージメント（働きかけ）**も機能します。
（サプライヤーが削減すれば自社の削減にも繋がるため）

サプライヤーへの削減要請

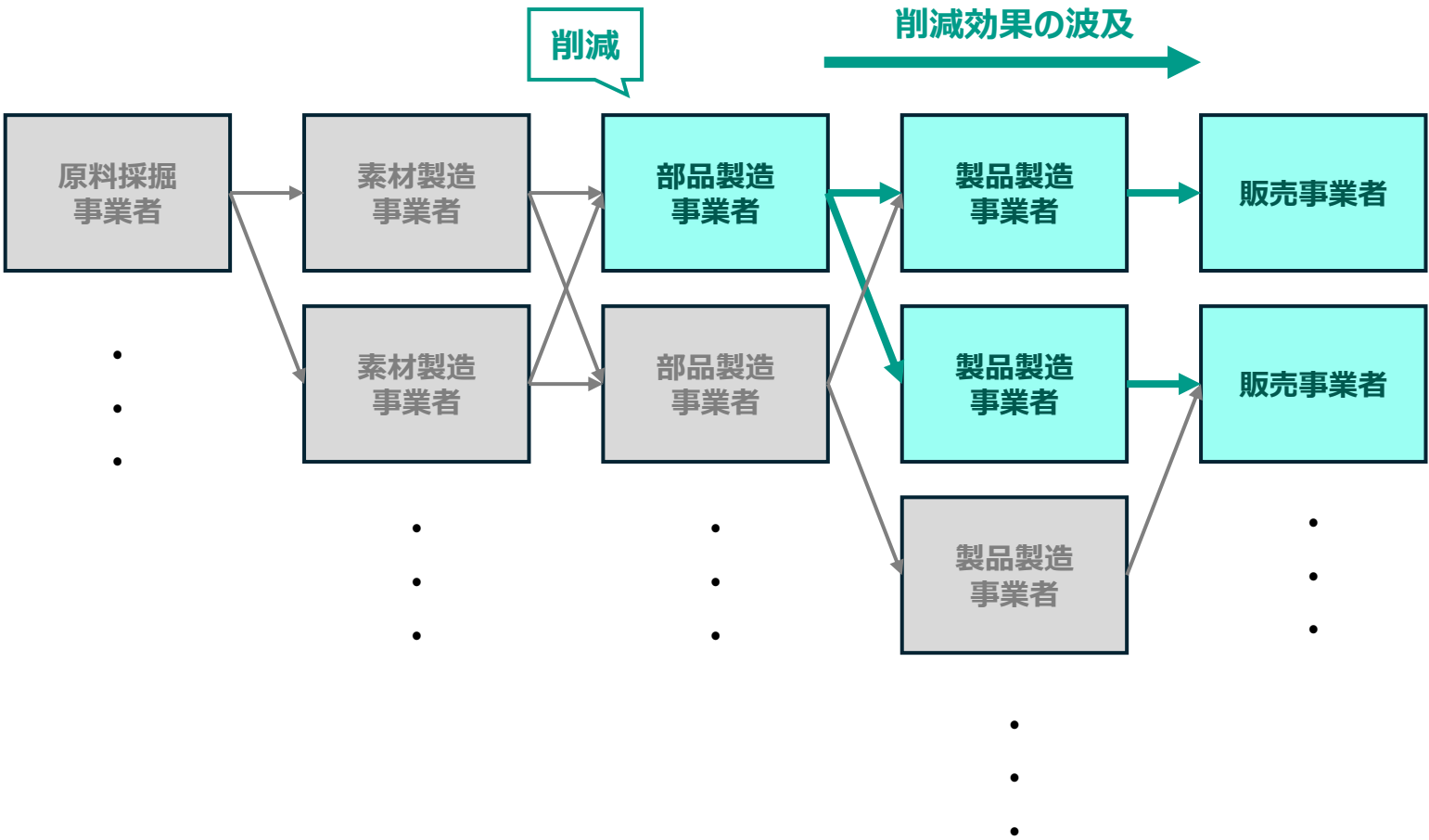


サプライヤーの選定



「1次データ活用ガイド」の目指す世界

1次データ活用の取組がサプライヤーエンゲージメントを通じてサプライチェーンの上流まで連鎖していくことで、削減努力が下流まで波及することになり、社会全体での排出削減が促されます。



GHGプロトコルでの「1次データ」の位置付け

1次データの活用は、算定の国際ルールであるGHGプロトコルでも、優先的に利用すべき旨が記載されていますが、データ入手のハードルの高さから、まだ広く一般的に利用されるには至っていません。

GHGプロトコル Scope3基準



7.3 Guidance for selecting data

The quality of the scope 3 inventory depends on the quality of the data used to calculate emissions. Companies should collect data of sufficient quality to ensure that the inventory appropriately reflects the GHG emissions of the company, supports the company's goals, and serves the decision-making needs of users, both internal and external to the company. After prioritizing scope 3 activities (see section 7.1), companies should select data based on the following:

- The company's business goals (see chapter 2)
- The relative significance of scope 3 activities (see section 7.1)
- The availability of primary and secondary data
- The quality of available data

Companies may use any combination of primary and secondary data to calculate scope 3 emissions. See table 7.5 for a list of advantages and disadvantages of primary data and secondary data.

In general, companies should collect high quality, primary data for high priority activities (see section 7.1). To most effectively track performance, companies should use primary data collected from suppliers and other value chain partners for scope 3 activities targeted for achieving GHG reductions.

In some cases, primary data may not be available or may not be of sufficient quality. In such cases, secondary data

一般に、企業は、優先度の高い活動に対して、高品質の**1次データ**を収集すべきである。パフォーマンスを最も効果的に追跡するために、企業は、GHG（温室効果ガス）削減の達成を目指して対象とするスコープ3活動について、サプライヤーやその他のバリューチェーンパートナーから収集した**1次データ**を使用すべきである。

IFRS基準での「1次データ」の位置付け

1次データの活用は、今後のサステナビリティ情報開示基準のスタンダードとなる
IFRS基準でも優先的な使用が規定されています。

IFRS S2（気候関連開示）



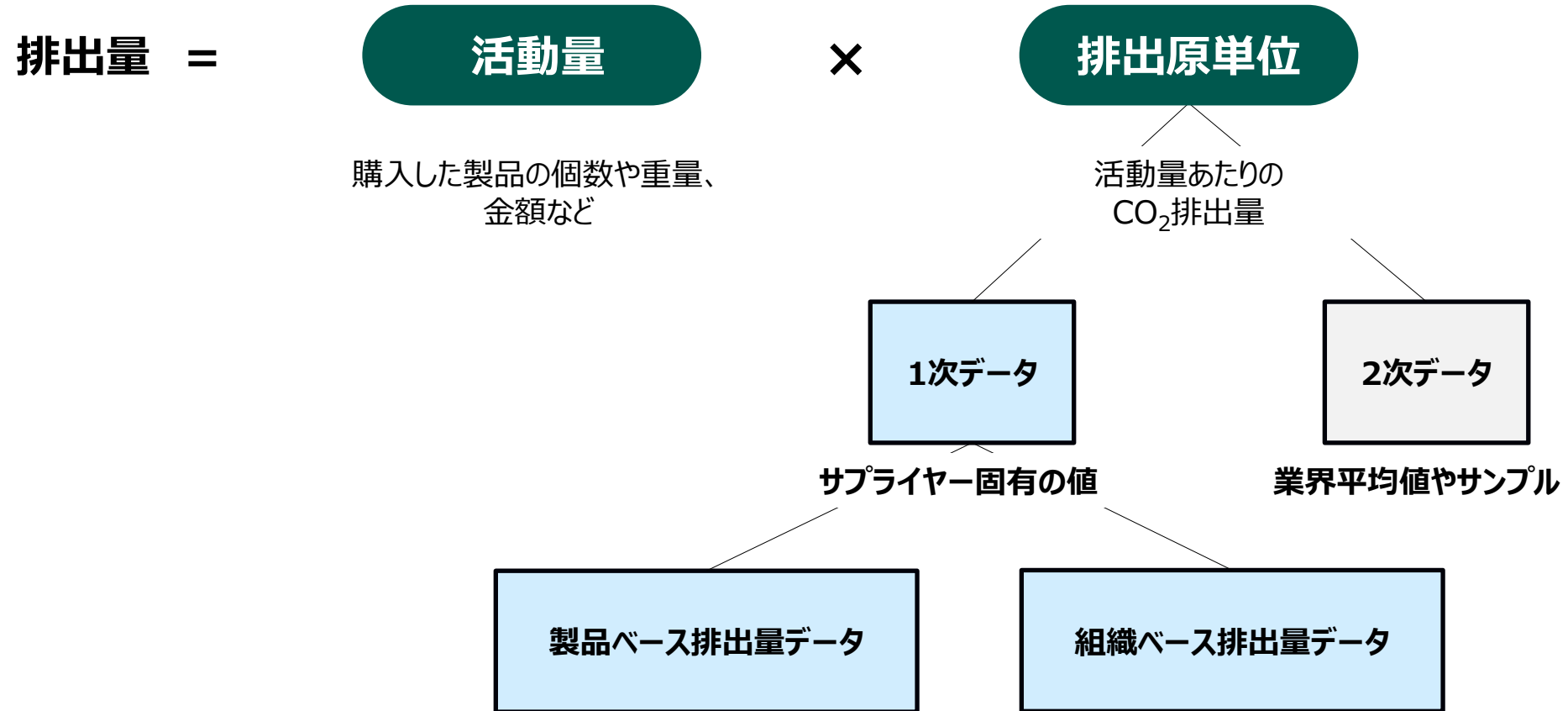
企業のバリュー・チェーン内の特定の活動からのデータ

- B46 企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定は、企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から直接入手されたデータ（1次データ）、企業のバリュー・チェーン内の活動から直接入手されないデータ（2次データ）、又はこれらの組み合わせに基づくことになる。
- B47 企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定にあたり、1次データは、2次データに比べ、企業のバリュー・チェーンの活動及び温室効果ガス排出をより表現する可能性が高い。したがって、企業は、他のすべての条件が同じであれば、1次データの使用を優先しなければならない。

ここからは、本ガイドで解説されている
2種類の「1次データ」について御説明します。

1次データの種類

1次データには、「製品ベース排出量データ」と、「組織ベース排出量データ」があります。



1次データの種類

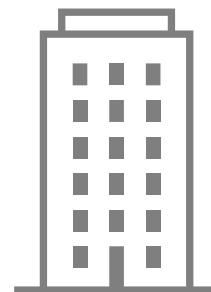
「製品ベース排出量データ」は、サプライヤーの特定の製品（例：PC）の製造による排出量を算定したもの。
「組織ベース排出量データ」は、サプライヤー企業全体等※の排出量。

製品ベース排出量データ



CO2排出量 ○○t-CO2/台

組織ベース排出量データ



PCサプライヤー A社

CO2排出量 ○○t-CO2

※ 生産ラインレベル、施設レベル、事業単位レベル
等の粒度あり

1次データの種類

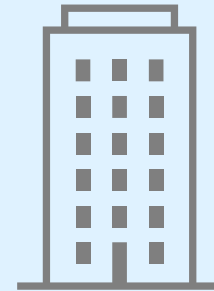
このうち、「**組織ベース排出量データ**」は、サプライヤー企業全体での排出量であるため、自社の購入したPCの製造によるCO2排出量とみなすには、**何らかのロジックで配分**する必要があります。

製品ベース排出量データ



CO2排出量 ○○t-CO2/台

組織ベース排出量データ



PCサプライヤー A社

例：

A社全体のCO2排出量 100t-CO2
A社の総売上100億円のうち、我々が購入したのはPC1億円分
よって $100\text{t} \times 1/100 = 1\text{t}$ が我々の購入したPCの排出量

「製品ベース排出量データ」と「組織ベース排出量データ」どちらを使うべきなのか？

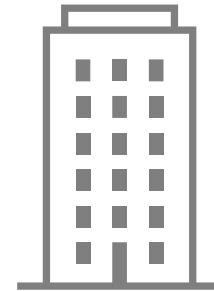
算定ルールであるGHGプロトコルでは、製品の排出量をより正確に反映する「製品ベース排出量データ」を「組織ベース排出量データ」よりも優先的に利用すべきとされています。

製品ベース排出量データ



CO2排出量 ○○t-CO2/台

組織ベース排出量データ



PCサプライヤー A社

CO2排出量 ○○t-CO2

当該製品（例：PC）の排出量をより正確に反映している（製品固有性が高い）
ただし、製品あたりの排出量を把握するのはハードルが高く、実施できるサプライヤーは少数

「製品ベース排出量データ」と「組織ベース排出量データ」どちらを使うべきなのか？

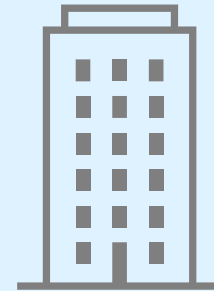
一方、「**組織ベース排出量データ**」は、サプライヤーの会社全体での排出量が算定されていれば、サプライヤー固有のデータ（1次データ）として自社の算定に活用することができます。

製品ベース排出量データ



CO2排出量 ○○t-CO2/台

組織ベース排出量データ



PCサプライヤー A社

CO2排出量 ○○t-CO2

サプライヤーの会社全体での排出量データがあれば1次データとして活用可能
ただし、様々な製品が混ざったサプライヤー企業全体の排出量を配分するため、精度は低くなる

「製品ベース排出量データ」と「組織ベース排出量データ」どちらを使うべきなのか？

1次データ活用ガイドには以下のように記載されています。

サプライヤーが Scope1,2,3 の算定に取り組んでいる場合は、組織ベース排出量データの方が、総じて入手しやすいと言えます。Scope1,2,3 排出量のデータが公表されている場合は、個別に開示を依頼する必要がないため更にハードルは低くなります。将来的には製品ベース排出量データが上流から下流まで共有されるのが理想的ですが、2030 年までの削減に向けた一刻も早い取組が求められる中で、Scope3排出量算定事業者は、製品ベース排出量データが現状入手できない場合、組織ベース排出量データに基づく 1 次データの活用から取組み、徐々に製品ベース排出量データに基づく 1 次データの割合を増やしていくといった対応も有効な選択肢です。

最後に、1次データを活用する際の留意点についてお話します。

1次データを利用する際に入手した方が良い情報について

ガイドでは、排出量算定企業が**サプライヤーから入手したデータの品質を評価**することが推奨されています。
そのために、以下のような情報の共有を依頼することが望ましいとされています。

項目	説明
保証・検証の有無	当該1次データが第三者保証・検証を受けているか否か（保証・検証の対象・範囲を含む）
バウンダリ	算定対象に含まれるプロセス ※組織ベース排出量データの場合は、算定対象に含まれるScope及びScope3カテゴリ ※Cradle-to-Gateになっているかを確認する
除外項目・カットオフルール	算定範囲から除外された項目や活動、またはその判断基準（例：全体の排出量に占める割合が〇%未満等）
依拠した算定スタンダード	排出量算定において使用した基準や指針
算定対象期間	算定対象となった期間（年度や暦年等）
地理的範囲	対象とする地理的エリア（例：特定の国、地域、または事業所等）
（組織ベースの場合）Scope1,2,3の内訳	Scope1,2,3（各カテゴリ）の排出量の内訳
使用した活動量の種類	金額（財務データ）、物量等
使用した排出原単位	GWP、2次データDB（IDEA等）
1次データ比率	当該1次データの算定にあたり、さらに上流のサプライヤーから直接入手したデータが用いられた割合
その他	排出量データにカーボン・クレジットによるオフセットが含まれていないかどうか

第三者保証・検証を受けようとする場合、当該1次データの正確性・完全性等を自社で保証・検証機関に示す必要あり

© 2025 NTT DATA Corporation

NTT DATA

ありがとうございました